

第1 はじめに

平成13年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が成立し、一部を除いて10月13日に施行された。本専門調査会では、平成13年4月以降、配偶者暴力防止法の円滑な施行に向けた検討、具体的には「配偶者暴力相談支援センター等」「医療関係者による通報・情報提供」「保護命令」「職務関係者に対する研修」「広報啓発の推進」についての検討を行った。その成果については、報告書（平成13年10月3日：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の円滑な施行について）としてまとめ、男女共同参画会議に報告した。男女共同参画会議では、この報告を基に、配偶者暴力防止法の円滑な施行に向けた意見を決定し、その意見を関係各大臣に対し述べた。関係府省庁では、この意見も踏まえ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための各種取組が行われている。

本専門調査会では、10月以降も更に継続して、配偶者暴力防止法の円滑な施行に関する検討を行った。具体的には、

- ・「加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の進め方」
- ・「民間団体に対する援助の在り方」

の2つをテーマとして取り上げた。法律の専門家や民間団体関係者からのヒアリングも含め、計5回の会合を開催し議論を行い、この2つのテーマについて意見を取りまとめた。

この報告書は、平成13年10月3日付けの報告書と合わせて1つの内容を構成するものである。

関係府省庁が連携の上、この報告書に記載されている意見を踏まえ、配偶者からの暴力に係る被害者の支援に役立つ施策が実施されることを心から期待している。